

答申個第56号

平成28年8月1日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年3月28日付け企市第68号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

個人情報の開示請求に係る開示方法の変更決定書の不存在による非開示決定事案についての異議申立てに対する決定（諮問個第108号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年12月9日に、実施機関の総合企画局市長公室広報担当に対して、京都市個人情報保護条例第14条第1項の規定により、以下の個人情報の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。
◎つきましては、開示の方法を“文書の写しの交付”から閲覧に変えたことが分る決定書（条件変更申請書の類）を一切合切情報開示して下さい。（いわゆる事後決裁もありうる
と存じます）
- (2) 実施機関は、本件請求に係る公文書を作成していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成27年12月18日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成28年2月29日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、個人情報開示請求（平成26年10月17日付）に係る開示を受けるため、平成26年11月12日午前11時30分頃、情報公開コーナーを訪れた。その際、請求者に個人情報開示決定通知書（京都市指令企市第3号（平成26年10月31日付））及び公文書の写しを交付したが、異議申立人は、その内容を確認した後、突然、開示を受ける方法を「写しの交付」から「閲覧」に切り替える旨主張し、個人情報開示決定通知書及び公文書の写しを持ち帰らなかった。
- (2) その後、上記2（1）のとおり、開示の方法を変えたことがわかる決定書の開示請求があ

ったが、開示の方法は請求者の希望の方法を記載する欄であり、組織としての意思決定は不要であるため、開示請求に対する決定後に、請求者の求めにより開示方法を変更する場合でも、開示方法の変更についての決定を行う必要はなく、実際に行っていない。

- (3) 以上のことから、本件請求に係る公文書は作成していないため、不存在による非開示決定としたものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 事後条件変更の関係書類つまり決裁書はあると思料します。
- (2) 条件変更の申請は必要です。「決裁を取っていない」ということは越権行為であり背任行為です。説明書に書いてある、開示方法の変更についての決定を行う必要はないが虚偽です。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件文書について

異議申立人が求めている文書は、平成26年11月12日午前11時30分頃、異議申立人が、個人情報開示請求（平成26年10月17日付）に係る開示を受ける方法を「写しの交付」から「閲覧」に変更する旨を主張したことに伴って、開示の方法を変えたことがわかる文書である。

(2) 本件処分について

ア 異議申立人は、事後条件変更の関係書類つまり決裁書はあると思料すると主張する。

イ 実施機関は、開示の方法は請求者の希望の方法を記載する欄であり、組織としての意思決定は不要であるため、開示請求に対する決定後に、請求者の求めにより開示方法を変更する場合でも、開示方法の変更についての決定を行う必要はなく、実際に行っておらず、本件請求に係る公文書は作成していないため、不存在による非開示決定としたとする。

ウ 個人情報の開示の方法については、個人情報の開示請求を行う者（以下「請求人」という。）が、「閲覧又は視聴」又は「写し等の交付」の方法によって開示を受けることを選択するものである。

エ 請求人から開示の場で開示の方法の変更を申し立てられた際には、新たに開示決定通知

書を交付する必要があることからすると、本件請求内容を満たす文書は存在しないとする実施機関の主張に関して、特に不合理な点は認められず、他に本件請求の趣旨を満たす文書が存在すると確信するに足る事実も見いだせなかった。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年3月28日 諮問（諮問個第108号）

4月 5日 実施機関からの理由説明書の提出

5月 2日 異議申立人からの意見書の提出

6月27日 実施機関の職員の理由説明（平成28年度第2回会議）

8月 1日 審議（平成28年度第3回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）